

徳島県告示第四百二十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人藍住町手をつなぐ育成会	板野郡藍住町東中富字西安 永一三三番地五九	オレンジノート	板野郡藍住町東中富字西安 永一三三番地五九	保育所等訪問 支援	令和二年六月 一日
社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会	徳島市南矢三町二丁目一番 五九号	こども発達支援事業所 イノセント	美馬市脇町馬木字銚子場一 一八二番地一	同	同
社会福祉法人悠林舎	阿南市上中町南島一五番地 一	キッズベースシーズ	阿南市上中町南島七一五番 地五	児童発達支援	同
株式会社 quattro	板野郡松茂町広島字南川向 五一番地一三	ナチュラルキッズ2nd	板野郡北島町北村字三町地 五四番地三	児童発達支援 放課後等デイ サービス	同